

学校生活ガイド

より充実した神工生活を求めて



兵庫県立神崎工業高等学校



神崎工業高等学校校章

この校章は、KANZAKI KOGYO KOTOGAKKO の頭文字 3 文字を正 3 角形にシンボライズし、上部に、
<工> の文字と、中央部に<高> の文字を配したものである。これは、当時の尼崎工業高等学校建築科の近藤金蔵先生にそのデザインを依頼し、昭和 23 年 6 月 制定された。

校 訓

- ☆ 明朗な自由人でありたい。
- ☆ 質朴、誠実でありたい。
- ☆ 高度な技術と、豊かな
教養を誇りたい。

兵庫県立神崎工業高等学校 校歌

(制定 昭和26年2月)

作詞：真野 松平

作曲：船川 寿一

編曲：永田 逸栄

歌詞

mf $\text{♩} = 110$

うたは 東 阪 神 工 都 を 背 負 う
 意 気 高 ら か に 集 う 若 人
 あ、た の も し や わ れ ら が 学 園
 そ の 名 讃 え ん 神 崎 工 高

た だ ひ と す じ に 急 ぐ 学 舎
 あ、雄 々 し や わ れ ら が 希 望
 共 に 励 ま ん 勤 労 学 徒

若 い 日 本 新 た な 理 想
 自 由 と 自 治 に 燃 え た つ 血 潮
 あ、栄 誉 ある わ れ ら が 行 途
 い ざ や 遂 げ な ん 工 業 立 国

Piano

- 1 東阪神工都を背負う
意気高らかに集う若人
あ、たのもしやわれらが学園
その名讃えん神崎工高
- 2 職場のつとめ果して今ぞ
ただひとすじに急ぐ学舎
あ、雄々しやわれらが希望
共に励まん勤労学徒
- 3 若い日本新たな理想
自由と自治に燃えたつ血潮
あ、栄誉あるわれらが行途
いざや遂げなん工業立国

はじめに

この学校生活ガイドは副題のように、本校生の“より充実した神工生活を求めて”つくられたものです。貴重な青春の何年かを本校で過ごすうえで、学校生活が充実したものであり、長い生涯の基盤づくりに役立つものでなければなりません。このガイドは、入学当初の新入生オリエンテーションから卒業まで、いつでも必要なときに利用できるよう心がけてください。

校歌・・・・・・・・・・巻頭

1 本校の概要

- (1) 学校概要・・・・・・・・・・1
- (2) 本校の歩み・・・・・・・・・・1
- (3) 本校の教育目標・・・・・・・・1

2 本校での学習

- (1) 働きながら学ぶ・・・・・・・・2
- (2) 働くことについて・・・・・・・・2
- (3) 学習内容について・・・・・・・・2
- (4) 授業について・・・・・・・・・・2
- (5) 考査について・・・・・・・・・・3
- (6) 特別活動について・・・・・・・・3
- (7) 単位認定について・・・・・・・・4

3 本校での生活

- (1) 登校から下校まで・・・・・・・・4
- (2) 通学の方法について・・・・・・・・5
- (3) 服装などについて・・・・・・・・5
- (4) 安全について・・・・・・・・・・6
- (5) 日番・掃除当番について・・・・6
- (6) ロッカー室の利用について・・・・6
- (7) 証明書の申し込みと発行について・・6
- 生徒心得・・・・・・・・・・・・・7
- 生徒会会則・・・・・・・・・・・・・9
- 生徒会選挙規程・・・・・・・・・・12
- 生徒会審査規程・・・・・・・・・・14
- 生徒会組織と運営・・・・・・・・・・15
- 時間割表・・・・・・・・・・・・・16

1. 本校の概要

(1) 学校概要

・校名	兵庫県立神崎工業高等学校
・所在地	〒660-0802 兵庫県尼崎市長洲中通1丁目13番1号 電話：06-6481-5503 FAX：06-6481-5708
・課程	定時制課程
・修業年限	4年又は3年
・学科	機械科および電気科
・授業	週5日（4修制4時間、3修制5時間）

(2) 本校の歩み

昭和18年 4月	兵庫県立第二尼崎工業学校開校式（機械科2学級）
昭和23年 4月	学制改革により、兵庫県立神崎工業高等学校と改称
昭和31年 4月	電気科設置（1学級）
昭和57年 4月	電気科に特別専修コース設置
平成3年 4月	機械科に特別専修コース設置
平成12年 4月	3修制課程設置
令和5年 11月	創立80周年記念式典、講演、祝賀会挙行、創立80周年記念誌発行

(3) 本校の教育目標

「こころ豊かで自立する人づくり」を基本理念に、きめ細かな教育活動を行う。そのもとで基礎・基本の確実な定着を図り、地域や産業界で活躍できる人材を育成する。

また、地域社会の方々や社会人の学習ニーズに応え、職業資格等の取得に関する専門教育を行うことにより、知識や技能の習得・向上をめざす。

◆自分自身の目標

目標や目的意識をもたず日々を過ごしているうちに、貴重な高校生活が終わってしまうので自分自身の目標をたてよう。

<私の目標>

2. 本校での学習

本校で学ぶことは、各教科科目の教科活動とホームルームなどの特別活動があり、それぞれの先生の指示に従うこと。ここでは、誰もが共通に心得てほしいことだけをのべる。

(1) 働きながら学ぶ

本校は、夜間定時制の工業高校であり働きながら学ぶ学校である。入学の日の決意をいつまでも持ち続けること。機械科でも電気科でも、職場での仕事と学校での学習が必ずどこかでつながっており、働くことと学ぶことは一体である。これが夜間定時制の工業高校の強みでもある。自信と誇りをもって本当の実力を身につけるように。

(2) 働くことについて

① 未就職の人に

担任とよく相談をして、早く勤務先を決める。経済的に働く必要のない生徒も、規則正しい生活習慣を身につけるためにも、仕事に就くことをすすめる。

② 職場と学校の両立について

職場と学校の両立について家庭でよく話し合い、健康に留意して自分自身の意志で両立させる。また、職場の問題や将来の進路の問題などがあれば担任や進路の先生に相談する。

(3) 学習内容について

本校での学習内容は、「入学のしおり」にある表のとおりである。各学年にホームルームが1時間ずつあり、どの科目も社会で積極的に活躍するためには欠くことができないものである。

(4) 授業について

どの科目も、基礎・基本を精選し、くり返し学習している。中学校まで苦手だと感じていた科目も、もう一度はじめからやり直し指示されたとおりに地道に取り組むのが一番近道である。意欲を持って授業を受ければ、必ずわかるようになる。わからない所はその時点で質問しよう。そのままにするとまたわからなくなるので1時間1時間を大切に必ず授業から何かを吸収しよう。授業開始後10分を過ぎると欠課となる。また、遅刻・中抜け・早退などで合計10分を超えて、教室に不在の場合は欠課扱いとなる。

◆授業の注意

- ① チャイムが鳴ったら所定の席に着き、教科書、ノート、筆記用具などを机の上にそろえる。
- ② 授業の前後は挨拶する。委員長の合図で、「起立・気をつけ・礼」をし、着席する。
(委員長欠席のときは副委員長)
- ③ 出欠点呼のときは、はっきり大きな声で返事をする。
- ④ 授業中の取り組みについて
 - ・私語をしないでよく聴く。
 - ・デジタルデバイスは触らない。(担当教員の許可がある場合は除く)
 - ・演習、発表などは積極的にする。
 - ・必要なことは必ずノートに記入する。
(欠席したときは友人にその時間の学習内容を聞き、必要なことはノートに記入しておく)
 - ・その他のことは、授業の先生の指示に従う。
- ⑤ 実習、製図、工業技術基礎、体育なども基本的には上記と同様であるが、それぞれの授業の形態が異なるところもあるので、授業担当の先生の指示に従う。
- ⑥ 故意に授業を受けない、または、授業の進行を妨げる行為、担当教員の指示に従わない場合は「授業妨害」や「怠学行為」として生徒指導の対象となる場合がある。

(5) 考査について

◆考査の注意 (原則として、45 分間退室できない)

- ① 定められた時間に定められた席で、監督の先生の指示どおりに受験する。
- ② デジタルデバイスの電源を切り、鞆にしまっておく。
- ③ 考査中、携帯電話・スマートフォン等の通信機器を使用した場合は、不正行為とみなす。
- ④ 10 分以上遅刻すると入室できない。(このときは、必ず担任の先生と科目担当の先生に連絡する)
- ⑤ 他の迷惑になる行為(私語等)や不正行為は厳禁する。学用品などの貸し借りも禁止する。
- ⑥ 考査一週間前や考査期間中は、職員室に入室できない。(職員室の入口で用のある先生を呼び出す)

(6) 特別活動について

学校は教科活動の外に、ホームルーム、学校行事、生徒会活動などの特別活動を行うところである。特別活動は全員参加するものであり、この出席時数は教科科目と同様に扱われる。

① ホームルーム

ホームルーム活動を通して友人を増やし、人の話を聴いたり、自分の考えや意見を伝えたりする力を身につける。

◆ホームルーム委員

()は定数

委員長(1) 副委員長(2)
風紀委員(2) 視聴覚委員(2) 保健体育委員(2)

② 学校行事

本校の学校行事は、昼間の勤務を考慮して大部分は夜間に行われるよう計画している。これには式典、体育的な活動、文化的な活動、レクリエーション的な活動などがあり、全生徒が一団となって活動するものが大部分である。集団の一員としての自覚をもって積極的に参加し、社会的な資質を養うこと。

◆学校行事予定

1 学期	始業式、入学式、1 年生オリエンテーション、個人面談、定期検診、2 年生野外活動、生徒総会、新入生歓迎行事、ボウリング大会、校内生活体験発表会、美化活動、防災訓練、終業式
2 学期	始業式、体育祭、交通安全指導、人権教育講演会、神工祭、個人面談、球技大会、校外学習、職場見学、生徒会役員選挙、美化活動、映画鑑賞会、防災訓練、終業式
3 学期	始業式、3 年生修学旅行、卒業生を送る会、美化活動、卒業式、終業式

③ 生徒会活動

生徒会活動は、生徒会行事の立案や運営、学校生活の改善などを通して、社会人としての知識や態度を身につけようとするものである。先の学校行事の多くも生徒会が中心になって、自治的に行っている。一部の人だけの生徒会ではなく、みんなで盛り上げる生徒会にするために生徒会会則以下、生徒会選挙規定、生徒会審査規定、生徒会組織と運営などをその都度よく読み、一人ひとりが会員であることを自覚して積極的に参加し、社会人としての基盤をつくること。

④ 部活動

部活動は、希望するもの同士が放課後などに集まり、自由に自治的にそれぞれの個性や趣味を伸ばそうとするものである。できるだけ多くの人が、何らかの部に入部し、友人や生涯の趣味をつくることをすすめる。活動時間は、放課後 22 時までである。後片づけ、消灯、戸締りなど 22 時まで完全に終わること。

◆設置されている部

文化部	写真、軽音楽、機械工作、電気研究
運動部	柔道、軟式野球、バスケットボール、卓球、バレーボール、ソフトテニス、サッカー、陸上競技、バドミントン

(7) 単位認定について

進級・卒業するために本校の定める教育計画に沿って学習してきたことが修得できたかどうか、科目ごとに確かめ、修得できた科目については、その単位を認定する。単位認定基準は以下のとおりである。遅刻欠席しないこと、平素の授業をきちんと受けること、提出物等を期日までに提出することなどが重要である。

- ① 欠課時数が、本校の規定時数以下であること。
- ② 成績が、5段階評定(1. 2. 3. 4. 5)の2以上であること。
- ③ 上の①と②が満たされれば、その科目の単位を認定。(特別活動の認定は①で認定)
- ④ 各学年の全ての科目の単位が認定されることで進級が可能となる。
- ⑤ 単位認定されない科目が1科目でもあれば卒業できない。
- ⑥ やむを得ない理由で欠席し、欠課時数が1単位につき7時間を超えたときは、会議で認められれば、補充を受けることができる。しかし、欠課時数が1単位につき10時間を超える科目が1つでもある場合は、補充を受けることができず、進級することができない。
- ⑦ 補充を要する科目が、4科目を超えた場合は、補充を受けることができず、進級することができない。

3. 本校での生活

本校で、意義ある学校生活を送るにあたって、必要なこと、心得てほしいことは、次のとおりである。

(1) 登校から下校まで

3修制は17時00分、4修制は18時00分が始業時間であり、4時限目の終わりは21時15分である。この登校から下校までの約4時間は、かなり密度の高い忙しい時間となり昼休みや長い放課後のあった中学時代とくらべるとあわただしい1日である。できるだけ始業前や放課後など友人と雑談をかわしたりする時間を作って、充実した時間の中でゆとりある豊かな心を育てよう。

◆時程 (原則、17:55以降校外へ出ない)

時限 区分	通常	10分短縮	定期考査
0時限	17:00～17:45		なし
休憩	17:45～17:55		なし
SHR	17:55～18:00		17:50～18:00
1時限	18:00～18:45	18:00～18:35	18:00～18:45
2時限	18:50～19:35	18:40～19:15	18:55～19:40
3時限	19:40～20:25	19:20～19:55	なし
4時限	20:30～21:15	20:00～20:35	なし

◆登下校の注意

- ① 遅刻しない。(勤務時間などのため、遅刻する人は、担任の先生に連絡を入れておく)
- ② 必要な学用品を持参する。(教科書、ノート、筆記用具、その他指示されたもの)
- ③ 交通法規とマナーを正しく守る。
- ④ 自転車、単車は、十分整備し、安全な服装で安全な運転をする。
- ⑤ 事故などのときは、できるだけ早く学校へ連絡する。
- ⑥ 学校活動の怪我などはスポーツ振興センターの給付金の対象となる。
(交通事故対象外)(加害、被害、自損を問わない)
- ⑦ どのような事故であっても、相手の身元を確認し警察へ連絡する。
- ⑧ 下校のときは、より道をしなくて真つすぐ帰宅する。
(より道の必要があるときは、必ず家へ連絡しておく)
- ⑨ 不必要な金銭・貴重品は学校に持ってこない。
(貴重品の自己管理を徹底する)

⑩ 22時までに下校する。

(2) 通学の方法について

通学は、徒歩、公共交通機関、許可基準を満たした自転車及び小型単車（125cc以下）のみ通学を許可している。通学許可願、通学経路図、その他必要書類を添付して担任経由で生徒指導部に提出。通学を許可した生徒には、通学許可シールを配布しており必ず見える場所に貼ること。誓約事項を順守すること。

◆自転車・単車の許可基準

<自転車通学>

自転車賠償責任保険に加入している。

<単車通学>

125cc以下の単車に限る。また、二人乗りでの登下校は認めていない。

自宅、勤務先、学校間のそれぞれの距離の中に、2.5km以上の区間が含まれている。

保護者が単車通学を認め、安全運転などの誓約ができる。

*勤務先の都合上、単車通学の必要性がある場合は、別途審査する。

◆手続きなど

	提出書類	受け取る書類	注意すること
電車・バス	・通学証明交付願	・通学証明書	・事務室に申し出る ・車内のマナーを守る
自転車	・自転車通学届 ・自転車損害賠償責任保険証のコピー	・自転車通学許可書 ・許可シール	・担任に申し出る ・許可願などは担任とよく相談し作成する
単車	・単車通学許可願 ・誓約書 ・通学経路図 ・運転免許証コピー ・原動機付自転車登録票コピー ・自賠償保険証コピー	・単車通学許可書 ・許可シール	・許可シールは、よく見える場所に貼る ・誓約事項を固く守る ・シール代200円は自己負担

●勤務先の勤務の都合上、単車通学の必要性がある場合は、上の表の書類以外に勤務先から依頼書などを提出してもらうことがある。

●通学願、通学届などは、車輛に関すること、保険に関すること、通学経路の略図などよく調べ、丁寧に記入すること、担任の先生と相談をしながら記入するのがよい。

●誓約書は、文章をよく確かめて署名押印する。

●通学願や通学届を提出してから証明書、許可書などが交付されるまで多少日数がかかる。

●単車で通学する生徒に関しては、任意保険への加入も推奨している。

(3) 服装などについて

生徒心得第2章をよく読んでその精神に沿うよう心がける。華美なもの避け、清潔感のある、整った服装で、健全な働く高校生としての自信と誇りをもった服装で通学が望ましいが職場等の作業服のままで通学しても、それが人に迷惑をかけないものならば支障はない。

① 実習の服装

実習関係の授業では、本校所定の実習服を必ず着用すること。その他のことは、実習の前に、安全実習教育がなされるため、その指示どおりにすること。また、サンダル類の履物では、実習の授業を受けることができない。

② 体育の服装

体育の服装は、入学のときに購入した、ジャージ(上下)、体育館シューズ、が所定のものである。担当教員の指示どおりに着用し、また体育祭など体育行事のときも決められたとおりにすること。

③ 学校行事のときの服装

学校行事は、体育行事の外に卒業式や野外活動や修学旅行などがありそれぞれの事前指導に従うこと。

④ 単車通学者の服装

安全運転ができる服装、靴でなければならない。眼鏡等が必要な生徒は、必ず使用する。また、ヘルメットは必ずかぶること。

⑤ 持ち物など

必要な学用品以外は持ってこないこと。特に不必要な貴重品は持ってこないこと。自己管理を徹底するように。

⑥ 落とし物、忘れ物

落とし物、忘れ物をしたときは、担任に申し出ること。また拾得したときは、その時間や場所を報告し担任に届けること。また、3ヶ月以上経過した拾得物は処分する。

(4) 安全について

安全については、昼間の職場での作業、登下校の途中、学校の実習や体育の授業など特に留意しなければならない。職場では安全規則に従って安全作業を、路上では交通規則に従って、マナーを守り安全通行・安全運転を、実習のときは安全心得に従って安全実習を、体育などのときは安全指導に従うこと。自分を守るだけでなく他人の安全も考えなければならない。特に、他人に暴力を加えることなどは絶対に許されず、暴力的な態度で人に接する事も同様である。どんなことでも話し合いで解決するよう心がけること。

(5) 日番・掃除当番について

学校生活、特にホームルームの生活を円滑に送るために毎日1~2名が輪番で日番にあたる。これは、みんな平等にまわってくるのでみんなのために、自分のためにその責任を果たすように。日番が掃除当番を兼ねているクラス、掃除当番を別にきめているクラスがあるのでホームルームでよく話し合っ決めて決めるように。

◆日番の仕事

- ・教室の環境整備(窓の開閉、空調、照明、清掃などの点検)
- ・職員室やHR委員との連絡(時間割の変更や連絡事項の伝達、HR委員との連携)
- ・清掃、戸締り等の点検(掃除当番が別のときは、確実に行われているかどうかをたしかめる)
- ・日番日誌の記入と提出(詳しく丁寧に記入。担任からの連絡事項は全員に伝達する)

◆掃除当番の仕事

- ・床の掃除(備え付けのほうきで掃く)
- ・机の整頓(机の中のゴミは捨てる。忘れ物、落とし物は担任へ)
- ・ホワイトボードの清掃(神工・尼工両校の伝達事項は残す。)
- ・ゴミ箱へゴミを捨てる(満杯のときはゴミ置き場へ)
- ・窓をしめる(廊下の窓もしめる)

(6) ロッカー室の利用について

ロッカー室には、全校生個人用のロッカーがあり、毎日持ち帰る必要がない学用品などを入れておくためのものである。生徒心得第7章の注意をよく守って使用すること。毎日持って来なければならない学用品は、教科書、ノート、筆記用具であり、工業の科目では電卓、製図のある日は製図用具、実習のある日は実習服、体育のある日は所定のジャージが必要になるので、個人用ロッカーをうまく利用すること。

◆ロッカー室使用上の注意

- ① 貴重品などは入れない。また腐敗する恐れのあるものや悪臭を出すようなものは入れてはならない。
- ② ロッカーの中やロッカー室をきれいに使用し、整理整頓に努める。
- ③ ロッカーの鍵は、各自で準備する。緊急時は、教員が鍵を壊して開錠する場合がある。
- ④ 他人のロッカーを使用したり、勝手に触ったりしない。

(7) 証明書の申し込みと発行について

各種証明書は、事務室で受付しており交付希望の生徒は、必要日の前日までに申込む。各種証明書とは、通学証明書・在学証明書・学校学生生徒旅客運賃割引証・生徒証(担任を通じて発行する)等である。

生徒心得

第1章 礼儀

規律を重んじ、道徳性をわきまえ、神工生徒として、年長者に対しては尊敬の心をもって接し、友人間では親愛の情をもってお互いに理解を深めるよう努める。

1. 来賓、職員、友人に対して挨拶や会釈をする。
2. 授業や集会その他室内では、他人に迷惑にならないように静かにする。
3. 校外生活においても、神工生徒としての誇りを傷つけないよう行動を慎み、常に人格向上に心がける。

第2章 服装

服装は質素で清潔なものを、また、整った被服を着用するよう心がける。

1. 服装は高校生らしく、目立つような色彩のものは慎む。
2. 履物は校舎内の破損や騒音をたてるものは履かないようにする。また、登下校時はイヤホンをはずす。

第3章 登下校

自己の安全や秩序を守り、高校生としての自覚をもつ。

1. 交通の安全規則や交通道徳を守る。
2. 放課後はなるべく2名以上で下校し、途中で事故が発生した場合、ただちに学校に連絡する。
3. 生徒は顧問付添いの場合を除いて、22時までには下校する。

第4章 校内生活

1. 校内生活の環境をよくするため、常に校舎内外の美化清掃につとめ、火気には十分気をつける。
2. 常に校内掲示に注意し、学校生活に支障がないようにする。
3. 所持品はすべて記名し、不要なものを校内に持ち込まないようにする。
4. 貴重品は担任に申し出て保管してもらうようにする。(自己管理の徹底をする)
5. 校内で物品を拾得、紛失した場合は生徒指導部または学級担任に届ける。
6. 喫煙や飲酒、薬物の使用及び所持その他違法行為を厳禁する。
7. 校内設備、校具などを大切に使う。
8. 校内では政治活動、宗教活動をしない。
9. 互いに他人の人格を尊重し、生徒間の融和を図る。いかなる場合も、暴力に訴えることはしない。

第5章 諸届

諸届をそのつど確実に提出することは、個人の社会的信用を高め、団体生活を維持し、社会通念としても基礎的なことである。

1. 欠席については必ず学級担任に連絡する。インフルエンザ等の学校感染症の場合は、所定の届出を行うこと。欠席でなく出席停止扱いとなる。
2. 校内の諸設備、用具の破損や汚損をした場合は職員に届け出る。意図的に破損した場合は、補修費を実費負担することとする。
3. 校内、外において暴力行為、交通事故、その他の事故があった場合はすみやかに職員に連絡する。
4. 勤務先や住所の異動、後見する者を変更したときは、ただちに学級担任を通じて届け出る。
5. その他学則に決められた諸願や届は、ただちに学級担任を通じて届け出る。

第6章 考査

考査は、日常の学習成果を評価するためのものであるから、学習成果を十分発揮できるよう努力すること。なお公正を期するため、次のことを守らなければならない。

1. 考査は定められた日時と教室や座席で監督の指示に従って行われる。
2. デジタルデバイスの電源を切り、鞆にしまっておくこと。
3. 考査中、デジタルデバイスを使用した場合は、不正行為とみなす。
4. 遅刻者は考査開始後10分を経過したら受験場に入室できない。
5. 考査中は私語や他の生徒に影響を与える言動や不正行為を厳禁する。
6. 追試・再試については定められた手続きを経て受ける。

第7章 ロッカー

個人用ロッカーは、日常使用する学用品を収納するために設けられたものであるから、その使用については責任を持って管理しなければならない。

1. 高価な金品は入れない。
2. 悪臭や腐敗しやすいものは入れない。
3. 他人のロッカーを無断で使用しない。
4. 室内は常に清潔、整頓を心がける。
5. ロッカーを意図的に破損した場合は、補修費を実費負担することとする。
6. ロッカーの鍵は、各自で準備する。緊急時は、教員が鍵を壊して開錠する場合がある。

第8章 自転車および単車による通学

通学には、出来るだけ公的機関を利用する。ただし、許可基準を満たし、自転車および小型単車（125 cc以下）の通学を希望する場合は、通学許可手続きを行うこと。

1. 自転車通学

自転車通学許可願および必要書類を提出して許可を受ける。許可された自転車には登録シールを貼り、登録通知書に記載された注意事項をよく守る。

(1) 自転車通学を許可する基準

- ① 自転車損害賠償保険に加入していること。

2. 単車通学

単車通学許可願、誓約書、通学経路図および必要書類を提出して許可を受ける。許可された単車には許可シールを貼り、単車通学許可書に記載された注意事項をよく守る。

(1) 単車通学を許可する基準

- ① 125 cc以下の単車に限る。
- ② 自宅、勤務先、学校間のそれぞれの距離の中に、2.5km以上の区間が含まれていること。
- ③ 保護者が単車通学を認めており、安全運転などの誓約ができること。
- ④ 違法改造していないこと。

*勤務先の勤務の都合上、単車通学の必要性がある場合は、別途審査する。

3. 交通法規とマナーを守り、生命の尊さを思い常に安全運転を心がけるとともに、特に、下記の事項を守ること。

- (1) 校内での単車走行を禁止としている。校内では単車を押すこと。また、エンジンの始動も禁止する。
- (2) 単車で登下校は、西門を使用すること。
- (3) 指定された場所に駐輪すること。
- (4) 登下校時の2人乗りは禁止とする。
- (5) 事故が発生したときは、直ちに職員に知らせること。

第9章 日番

日番は日常の学校生活が能率的に、営まれるよう設けられたものであるから、生徒は所属する学級の細部にまで配慮し、学級担任や学級の各委員と協力し円滑に運営できるように心がける。

1. 日番は輪番制とする。
2. 次の授業を受けやすいように美化、照明について注意する。
3. 学級内で発生した事故は、直ちに学級担任に連絡する。
4. 学級日誌を記入し、担任に提出する。

第10章 生徒会活動

生徒会活動は、生徒会会則に従って行う。生徒会執行部は会員による選挙で選ばれ、校長より承認される。

平成29年4月 改訂
平成31年4月 改訂版発行
(以降毎年 改訂版発行)